

環境影響評価法と神戸市条例の対象事業比較

※○番号は「または」、・(ドット)は「かつ」

	アセス法		神戸市			
	第1種	第2種	右記以外		緑の聖域等で実施する事業	
			第1類事業	第2類事業	第1類事業	第2類事業
道路						
高速自動車道	すべて	—	すべて	—	—	—
自動車専用道路等	4車線すべて	—	2車線	—	—	—
一般道路	4車線・10km	4車線・7.5km	4車線・3km	—	2車線・2km	—
その他道路	—	—				
林道	幅員 6.5m・20km	幅員 6.5m・15km	—	—	—	—
鉄道・軌道						
新幹線	すべて	—	すべて	—	—	—
その他	10km	7.5km				
防波堤	—	—	1km	—	—	—
工場・事業場	—	—	①10ha ②排ガス 4 万 m ³ /時 ③排水 1 万 m ³ /日 (冷却排水 30 万 m ³ /時)	①5ha(自然地の改変) ②排ガス 4 万 m ³ /時(都市ガス・天然ガス等の良質燃料のみを使用するもの) ③施設更新(同一敷地内かつ大気汚染物質等の排出量低減が図られるもの)	—	—
発電所						
火力等	火力 15 万 kW 水力 3 万 kW 風力 5 万 kW	火力 11.25 万 kW 水力 2.25 万 kW 風力 3.75 万 kW	※火力のみ ①10ha ②2 万 kW	※火力のみ ①5ha(自然地の改変) ②2 万 kW(都市ガス・天然ガス等の良質燃料のみを使用するもの) ③施設更新(同一敷地内かつ大気汚染物質等の排出量低減が図られるもの)	—	—
太陽光	4 万 kW	3 万 kW	5ha	—	—	2.5ha
工業団地	100ha	75ha	①造成 10ha ②排ガス 4 万 m ³ /時 ③排水 1 万 m ³ /日 (冷却排水 30 万 m ³ /時)	①5ha(自然地の改変) ②排ガス 4 万 m ³ /時(都市ガス・天然ガス等の良質燃料のみを使用するもの)	—	—
流通業務団地			10ha	5ha(自然地の改変)	—	—
宅地の造成(土地区画整理事業等含む)			20ha	5ha(自然地の改変)	5ha	2.5ha
公有水面埋立	50ha 超	40ha	20ha	10ha(生物多様性の保全に配慮した護岸構造を有する水域において埋立てを行う場合は 5ha)	15ha	5ha
レクリエーション施設	—	—	20ha	5ha(自然地の改変)	5ha	2.5ha
廃棄物処理施設						
最終処分場	30ha	25ha	10ha	5ha(自然地の改変)	5ha	2.5ha
焼却施設	—	—	①10ha ②処理能力 200t/日 ③排ガス 4 万 m ³ /時	①5ha(自然地の改変) ②施設更新(同一敷地内かつ大気汚染物質等の排出量低減が図られるもの)	—	—
リサイクル団地	—	—	10ha	5ha(自然地の改変)	—	—
下水終末処理場	—	—	①新設:すべて ②増設:処理人口 10 万人増加	施設更新(同一敷地内かつ汚染物質等の排出量低減が図られるもの)	—	—
土石採取	—	—	20ha	5ha(自然地の改変)	5ha	2.5ha
飛行場						
陸上飛行場	—	—	すべて	—	—	—
ヘリポート	—	—	離着陸回数: 10 回/月 又は 100 回/年	—	—	—
滑走路	2,500m	1,875m	①新設:すべて ②増設:375m	—	—	—
大規模建築物	—	—	60m・延床 10 万 m ²	—	—	—
陸域の土砂埋立て又は盛土(新設)	—	—	20ha(自然地の改変)	5ha(自然地の改変)	5ha	2.5ha
鉄道等の改良	—	—	連続立体交差化	—	—	—
その他県条例準用事業(アセス法に項目あり)						
発電所 (再掲)	地熱 1 万 kW 風力 1 万 kW 原子力すべて 太陽光 4 万 kW	地熱 7,500kW 風力 7,500kW 原子力 — 太陽光 3 万 kW	地熱 1 万 kW 風力 1,500kW 原子力すべて 太陽光 5ha	— — —	風力 500~1,500kW —	— 2.5ha(※市条例の規定)
ダム・堰	湛水面積 100ha	湛水面積 75ha	湛水面積 100ha	—	湛水面積 50ha	—
港湾計画変更時	埋立・掘込 300ha 含む	—	埋立 100ha 含む	—	—	—
その他県条例準用事業(アセス法に項目なし)						
	—	—	○畜産施設 ○鉱物採掘 ○し尿処理施設			